

申告相談日程表

会場：研修センター1、2階(市役所西側)
時間：8時30分～15時(11時30分～13時は受け付けません)

| 対象地区 | 相談日 | 対象地区 |
|-------|----------|------|
| 本町 | 2月16日(月) | 西側区 |
| 早苗町 | 17日(火) | |
| 中大山 | 18日(水) | 女岩区 |
| | 19日(木) | 広沢区 |
| 高松地区 | 20日(金) | 新谷区 |
| | 24日(火) | |
| 佐倉一区 | 25日(水) | 薄原区 |
| 佐倉三区 | 26日(木) | 中原区 |
| 佐倉二区 | 3月2日(月) | 白羽区 |
| 桜ヶ池 | 3日(火) | |
| 比木地区 | 4日(水) | 白浜区 |
| 朝比奈地区 | 5日(木) | 新神子区 |
| | 6日(金) | 上岬区 |
| 新野地区 | 9日(月) | 下岬区 |
| | 10日(火) | |
| 東町 | 11日(水) | 大山区 |
| 全地区 | 12日(木) | |
| | 13日(金) | 全地区 |
| | 16日(月) | |

スマートフォンで事前予約もできます！

1. 入場整理券方式

会場受付時に時間帯を記した整理券を配布します。

2. 事前予約方式

右の二次元コードから予約できます。
※電話での受け付けはできません。



所得税の確定申告書はスマートフォン・パソコンで作成できます！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば…

1. 税務署に向く必要なし！
2. 添付書類の提出不要！
※一部書類を除く
3. 申告期間中24時間利用可能！
4. 早期還付！(3週間程度)

◎作成した申告書の郵送先

〒430-8584
浜松市中央区中央一丁目12番4号 浜松合同庁舎
名古屋国税局業務センター浜松西分室(掛川税務署)

作成した申告書は、ご自身で上記郵送先に提出してください。市役所の申告会場では、提出のみの受け付けはしていません。

スマートフォンでの申告をサポートします！

市職員がスマートフォンを用いた申告書の作成から電子提出までをお手伝いします。

1. 対象 給与所得(収入)のみで、医療費控除などの確定申告書(還付申告)を提出予定の人

2. 日時

1月30日(金) ①9時45分 ②11時 ③13時
④14時15分 ⑤15時30分

3. 場所 研修センター1階102会議室

4. 申込方法 右の二次元コードでお申し込み

5. 申込期限 1月23日(金) 各回先着6人

6. 持ち物 申告に必要な書類(源泉徴収票、医療費控除の明細書等各種控除の証明書)、スマートフォン、マイナンバーカード、マイナンバー暗証番号(利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)、署名用電子証明書パスワード(英数字6～16桁))、還付口座がわかるもの
- ※事前にスマートフォンアプリ「マイナポータル」をインストールしてください。



掛川税務署からのお知らせ

照会 掛川税務署 ☎0537②5141
※自動音声に従い、「2」を選択してください。



掛川税務署 確定申告会場のご案内
令和7年分の所得税、個人事業者の消費税および地方消費税、贈与税の申告を受け付けます。
◎場所 掛川税務署別館1階会議室(掛川市緑ヶ丘二丁目11-4)
◎期間 2月16日(月)～3月16日(月)
※2月10日(火)、12日(木)、13日(金)は年金受給者などからの相談、住宅借入金等特別控除などに関する相談を受け付けます(土日祝日は除きます)。
◎時間 9時～17時(受付16時まで)
会場の混雑状況により、受け付けを早めに終了する場合があります。
※駐車場の混雑が予想されます。公共交通機関をご利用ください。

確定申告会場への入場には入場整理券が必要です
事前相談および確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は当日配布またはLINEアプリによる事前発行ができます。
※入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますのでご了承ください。



確定申告が必要な人

- ▼営業や農業などの事業をしている人
- ▼地代家賃、保険満了などに係る一時金、その他の所得がある人
- ▼給与の支払いを2カ所以上から受けている人
- ▼報酬(外交員、ホステス、検針員など)の収入がある人
- ▼土地や建物を売って所得(譲渡所得)があった人
- ▼雑損控除や医療費控除を受ける人
- ▼年の途中で退職し、年末調整をしていない人など

次に該当する場合には掛川税務署の確定申告会場をご利用ください。

- ▼営業や農業の事業所得、不動産所得がある人
- ▼公共事業以外の土地・建物の譲渡がある人
- ▼株式などの譲渡がある人
- ▼上場株式などの配当所得で申告分離課税を選択した人
- ▼青色申告の人
- ▼海外への仕送り証明を添付する必要がある人(国外扶養)
- ▼初めて住宅借入金等特別控除の申告をする人
- ▼雑損控除を申告する人(台風の被害などがあつた人)
- ▼令和5年分以前の申告をする人
- ▼贈与税の申告をする人
- ▼消費税および地方消費税の申告をする人

年金所得者の確定申告不要制度について

公的年金の収入金額が400万円以下で、かつ、年金以外の所得金額が20万円以下の人は、確定申告書の提出は必要ありません。ただし、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。
※「公的年金などの源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除(医療費控除など)の適用を受ける場合、または公的年金などに係る雑所得以外の所得がある場合は、市県民税の申告が必要です。

申告手続きには「マイナンバーの記載」+「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要です。

申告期間中、市役所南側駐車場の市民会館側に申告者用駐車場をご用意しています。

確定申告に必要な書類

- 給与・年金の源泉徴収票、報酬などの支払調書
※源泉徴収票がない場合は申告書を作成することができません。発行先で再発行のうえ持参してください。
- その他、個人年金や保険の満期などの収入がわかる証明書など
- 営業・不動産・農業所得のある人は、収支内訳書
※租税公課の固定資産税額は「固定資産税課税明細書」で確認してください。
- 国民健康保険税の支払金額が分かるもの(「令和7年分国民健康保険税納付額のお知らせ」)
※1月下旬に税務課から世帯主へ送付します。
- 社会保険料(国民年金保険料)控除など、各種控除の証明書
- 医療費控除を受ける人は、「医療費控除の明細書」および加入保険先からの「医療費のお知らせ」通知
- 障害者控除を受ける人は障害者手帳など
- 還付申告をする人は振込先口座番号(申告者ご本人の名義)が分かるもの
- 個人番号確認書類(マイナンバーカード、通知カード)
- 利用者識別番号の通知

申告、納税期限

- ▼所得税、贈与税
令和8年 3月16日(月)まで
- ▼消費税、地方消費税
令和8年 3月31日(火)まで